

「令和3年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置

「令和3年度設計業務委託等技術者単価について」(令和3年2月24日付け土技第1627号)により、「令和3年度設計業務委託等技術者単価」(以下「新技術者単価」という。)が決定され、令和3年3月1日より適用されることとなった。

また、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」(令和3年2月19日付け土技第1605号)により、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)が決定されたところである。

これに伴い、次のとおり建設コンサルタント業務等の委託契約の取扱いについての特例措置を定める。

第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等(測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。)の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができることとする。

第二 具体的な取扱い

令和3年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、「令和2年度設計業務委託等技術者単価」(令和2年2月17日付け土技第1476号)及び「令和2年3月から適用した公共工事設計労務単価」(令和2年2月14日付け土技第1477号)を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結すること。

付則(令和3年3月3日副市長決裁)

この特例措置は、令和3年3月3日から施行し、同年3月1日から適用する。

別 表

- (1) 那覇市業務委託契約約款第32条
- (2) 那覇市業務委託契約約款(土木設計等)第56条
- (3) 那覇市業務委託契約約款(建築設計A)第56条
- (4) 那覇市業務委託契約約款(建築設計B)第56条
- (5) 那覇市業務委託契約約款(工事監理)第46条
- (6) 那覇市業務委託契約約款(磁気探査)第32条
- (7) 那覇市業務委託契約約款(用地調査等)第56条
- (8) 那覇市業務委託契約約款(意図伝達)第49条